障号外

令和２年10月５日

県内障害福祉サービス施設・事業所等の管理者　様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

県内障害福祉サービス施設・事業所等職員への慰労金及び支援事業について

日頃より、県の障がい福祉行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

　さて、令和２年7月28日付け障第411号及び令和２年８月20日付け障第515号で、県内障害福祉サービス施設・事業所等職員への慰労金の支給及び新型コロナウイルス感染症対策への支援事業について、通知したところです。

　本事業については、県のホームぺージ等において、申請方法等をお知らせしているところですが、今般、審査業務等を外部に委託することといたしました。

　つきましては、今後、必要に応じて、下記の事務局から申請書や実績報告書等の内容等の確認の連絡がありますので、御対応くださるようお願いいたします。

　また、これまで申請内容等について、御不明な点がある際は、県に連絡をいただいておりましたが、今後は、同事務局あて確認くださるよう重ねてお願いいたします。

記

１　事務局

岩手県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業　事務局

２　問合せ先

電話　０１９－６０１－５３０９（電話のみ対応）

９：００～１７：００（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

３　その他

（１）申請書の提出先は、これまでどおり、岩手県国民健康保険団体連合会又は、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課ですので、御留意願います。

（２）補正書類の提出先及び実績績報告書の提出先は、以下のとおりです。

　　岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

　　　〒020-8570　盛岡市内丸10-1

【担当　障がい福祉担当】